

行政事業レビューシート (厚生労働省)

| | | | | | | |
|----------------------------|---|--|--------|----------------|------|--------|
| 予算事業名 | 名誉回復事業 | 事業開始年度 | 平成14年度 | 作成責任者 | | |
| 担当部局庁 | 健康局 | 担当課室 | 疾病対策課 | 疾病対策課 難波 吉雄 | | |
| 会計区分 | 一般会計 | 上位政策 | - | | | |
| 根拠法令 (具体的な条項も記載) | ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条 | 関係する計画、通知等 | - | | | |
| 事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内) | <p>「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条」に基づき、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発及び名誉回復に必要な措置を行うことを目的とする。</p> <p>【ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条】 国は、ハンセン病患者であった者等の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、死没者に対する追悼の意を表するため、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする。</p> | | | | | |
| 事業概要 (5行程度以内。別添可) | <p>①名誉回復事業 中学生を対象としたパンフレットに加え、指導者向けのパンフレットも作成し、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発を実施する。</p> <p>②改葬費 各療養所の納骨堂に眠る遺骨について、親族等の墓に改葬するための費用の支給を行う。</p> | | | | | |
| 実施状況 | <p>全国の中学校等に対して、パンフレットの配布を実施。</p> <p>①中学生向けパンフレット 170万部 ②指導者向けパンフレット 26万5千部</p> | | | | | |
| 予算の状況 (単位:百万円) | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度要求 |
| | 予算額(補正後) | 31 | 29 | 29 | 31 | 31 |
| | 執行額 | 25 | 25 | 20 | | |
| | 執行率 | 80.6 | 86.2 | 69.0 | | |
| | 総事業費(執行ベース) | 25 | 25 | 20 | | |
| 自己点検 | 支出先・用途の把握水準・状況 | <p>支出先・用途の把握については、官庁会計システム(アダムス)により把握している。 ※本事業は直接、国で支出しているため、「資金の流れ」欄及び「費用・用途」欄の記載を省略。</p> | | | | |
| | 見直しの余地 | <p>・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律によれば、国の隔離政策に起因してハンセン病患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されているとされており、ハンセン病患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組むこととされている。</p> <p>・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条によれば、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発を実施し、ハンセン病患者であった方々の名誉回復を図ることとされており、当該事業について見直しをすることは困難である。</p> | | | | |
| 予算・監視の効率化 | <p>ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づく必要な事業であることから見直しの余地はないが、引き続き適切な予算執行に努めること。</p> | | | | | |
| 補記 | | | | | | |